

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○特例休猟区の指定(二件)

(自然保護課)

一

○休猟区の指定

()

一

○昭和四十五年宮城県告示第八百十三号(鳥獣保護区の設定)の一部改正

()

六

○昭和五十五年宮城県告示第八十二号(鳥獣保護区の設定)の一部改正

()

八

○昭和六十一年宮城県告示第二百三十七号(鳥獣保護区の設定)の一部改正

()

八

○平成二年宮城県告示第二百七十五号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正

()

八

正

()

九

告 示

○宮城県告示第千十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり特定鳥獣の捕獲等を行うことができる休猟区の区域を指定する。

平成二十二年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 区域

犬飼休猟区の全部の区域

坂元休猟区の全部の区域

雨塚山休猟区の全部の区域

金ヶ瀬休猟区の全部の区域

深谷休猟区の全部の区域

富沢休猟区の全部の区域

青麻山休猟区の全部の区域

大鳥谷休猟区の全部の区域

三森山休猟区の全部の区域

赤坂休猟区の全部の区域

捕獲することができる特定鳥獣

イノシシ

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで(二年間)

○宮城県告示第千十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり特定鳥獣の捕獲等を行うことができる休猟区の区域を指定する。

平成二十二年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 区域

真野・黒森山休猟区の全部の区域

二 捕獲することができる特定鳥獣

ニホンジカ

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで(二年間)

○宮城県告示第千十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定する。

平成二十二年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称

犬飼休猟区

二 区域

伊具郡丸森町峠地内の宮城県と福島県の境界線と県道丸森梁川線との交点を起点とし、同所から同県道を東及び北東に進み町道欠入落合線との交点に至り、同所から同町道を南東及び東に進

み町道五福谷北山線との交点に至り、同所から町道五福谷北山線を南西進し町道古田峠線との交点に至り、同所から町道古田峠線を南東進し県道丸森霊山線との交点に至り、同所から同県道を南西進し農道一四・二二号線との交点に至り、同所から同農道を南西進し県道松平梁川線との交点に至り、同所から同県道を西、北西及び西に進み宮城県と福島県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間
平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで(二年間)

二

1 名称
坂元休猟区

2 区域

亘理郡山元町坂元字道合地内国道六号と県道角田山元線の交点を起点とし、同所から同国道を南進し、宮城県と福島県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西進し、山元町と伊具郡丸森町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し、山元町と角田市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東し、県道角田山元線との交点に至り、同所から同県道を東、北東及び北に進み、起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで(二年間)

三

1 名称

雨塚山休猟区

2 区域

白石市越河五賀地内の市道越河小原線と市道越河線との交点を起点とし、同所から市道越河線を南西進し国道四号との交点に至り、同所から同国道を南西進し宮城県と福島県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び南及び西に進み、県道白石国見線との交点に至り、同所から同県道を北東及び東に進み、旧国道一一三号との交点に至り、同所から同旧国道を北東及び東に進み市道越河小原線との交点に至り、同所から同市道を南東及び北東及び南東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで(二年間)

四

1 名称
茂ヶ沢休猟区

2 区域

刈田郡七ヶ宿町境沢地内の町道大野沢線と国道一一三号との交点を起点とし、同所から同国道を西及び北西に進み県道上山七ヶ宿線との交点に至り、同所から同県道を北西進し宮城県と山形県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し国有林と民有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西進し大野沢沿いの作業道との交点に至り、同所から同作業道を南東進し農道大野沢線との交点に至り、同所から同農道を南進し町道大野沢線との交点に至り、同所から同町道を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで(二年間)

五

1 名称

金ヶ瀬休猟区

2 区域

柴田郡大河原町金ヶ瀬地内の県道一一五号線と町道金改一六号線との交点を起点とし、同所から同町道を南西進し町道青木線との交点に至り、同所から町道青木線を南西進し町道西幹線との交点に至り、同所から町道西幹線を南進し国道四号との交点に至り、同所から同国道を南西、西及び北西に進み県道二三号線との交点に至り、同所から同県道を北西及び西に進み県道二二号線との交点に至り、同所から県道一一二号線を北進し東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東進し県道一一五号線との交点に至り、同所から同県道を東、南東、北東及び南東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで(二年間)

六

1 名称

深谷休猟区

2 区域

白石市福岡深谷地内の市道鳥越線と東北自動車道との交点を起点とし、同所から同自動車道を南西進し児捨川左岸との交点に至り、同所から同左岸を西進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を北進し市道鎌先一号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道三住線との

七

3 存続期間
平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで(二年間)

1 名称
富沢休猟区

2 区域
柴田郡柴田町富沢地内の林道田中線と若沼市と柴田町の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南進し町道四日市場一〇号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道上川名四号線との交点に至り、同所から町道上川名四号線を西進し町道入間田二〇号線との交点に至り、同所から町道入間田二〇号線を北西進し町道入間田一〇号線との交点に至り、同所から町道入間田一〇号線を北西進し町道入間田二〇号線との交点に至り、同所から町道入間田二〇号線を北西進し町道入間田二〇号線との交点に至り、同所から町道入間田二〇号線との交点に至り、同所から町道入間田二〇号線を北西進し林道雨乞線との交点に至り、同所から同林道を北及び東に進み町道富沢七号線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道富沢二五号線との交点に至り、同所から町道富沢二五号線を東進し町道富沢一〇号線との交点に至り、同所から町道富沢一〇号線との交点に至り、同所から町道富沢一〇号線を北進し林道田中線との交点に至り、同所から同林道を北東進し起点に至る線で囲まれた区域

八

3 存続期間
平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで(二年間)

1 名称
青麻山休猟区

2 区域
刈田郡蔵王町円田地内の県道一〇号線と東北電力送電線蔵王幹線との交点を起点とし、同所から同送電線を南及び南西に進み蔵王町と白石市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西、南西及び西に進み東北電力送電線常磐幹線との交点に至り、同所から同送電線を北進し県道一〇号線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線で囲まれた区域

九

3 存続期間
平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで(二年間)

1 名称
大鳥谷休猟区

2 区域
刈田郡蔵王町遠刈田温泉地内の県道蔵王川崎線と県道白石上山線との交点を起点とし、同所から県道白石上山線を北西進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を北西及び北東に進み町道前川枇杷落線との交点に至り、同所から同町道を東進し県道蔵王川崎線との交点に至り、同所から同県道を南西進し起点に至る線で囲まれた区域

十

3 存続期間
平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで(二年間)

1 名称
三森山休猟区

2 区域
柴田郡川崎町本砂金地内の川崎町と仙台市の境界線と町道天形線との交点を起点とし、同所から同町道を南西、北及び南西に進み町道所夫栃原線との交点に至り、同所から町道所夫栃原線を南東進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を南、南東、南西及び南に進み町道柳生川線との交点に至り、同所から同町道を北西進し林道北太郎線との交点に至り、同所から同林道を北西進し国有林と民有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し川崎町と仙台市の境界線に至り、同所から川崎町と仙台市の境界線を東進し起点に至る線で囲まれた区域

十一

3 存続期間
平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで(二年間)

1 名称
赤坂休猟区

2 区域
仙台市青葉区芋沢字畑前北地内県道定義仙台線と仙台市青葉区芋沢字畑前北より蒲沢山へ至る山道との交点を起点とし、同所から同県道を北進し、林道夜盗沢奥武土線との交点に至り、同所から同林道を北東及び南東に進み、市道奥武土線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市

道明神夜盗沢線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道上辺田横手線との交点に至り、同所から同市道を南西及び南東に進み、市道赤坂明神線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道銅谷原線との交点に至り、同所から同市道を西進し、銅谷原川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北西進し、国有林三三林班の作業道との交点に至り、同所から同作業道を南西進し林道芋沢線との交点に至り、同所から同林道を北西進し、蒲沢山へ至る山道との交点に至り、同山道を南進し、起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで（二年間）

十二

1 名称

真野・黒森山休猟区

2 区域

石巻市沢田内国道三九八号と県道稲井沢田線の交点を起点とし、同所から同県道を北西進し町道牛石橋半堂崎線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道石巻雄勝線との交点に至り、同所から同県道を北東進し林道安野平線との交点に至り、同所から同林道を南進し山道との交点に至り、同所から同山道を東南進し林道石投線との交点に至り、同所から同林道を東南進し林道日蔭小秋山線との交点に至り、同所から同林道を東南進し町道大原本通線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道清水一五号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道清水一八号線との交点に至り、同所から同町道を西進し六七林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し六四林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進、南進、西進、南進し六五林班との交点に至り、同所から同境界線を南進し林道黒森線との交点に至り、同所から同林道を西進し六二林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し五九林班との交点に至り、同所から同境界線を南進し町道浦宿一五号線との交点に至り、同町道を南進し国道三九八号との交点に至り、同所から同国道を西進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで（二年間）

十三

1 名称

松島休猟区

2 区域

宮城県松島町根廻地内国道四五号と国道三四六号との交点を起点とし、同所から国道三四六号

を北及び東に進み、町道品井沼大橋・鹿渡線との交点に至り、同所から同町道を東進し、吉田川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北東進し、町道竹谷幡谷線との交点に至り、同所から同町道を南東進し、県道鹿島台鳴瀬線の交点に至り、同所から同県道を南東進し、松島町と東松島市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西及び南東に進み、国道四五号との交点に至り、同所から同国道を西進し、起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで（二年間）

十四

1 名称

大滝休猟区

2 区域

加美郡加美町鹿原地内町道滝庭線と町道上区青野線との交点を起点とし、同所から町道上区青野線を南西進し町道青野線との交点に至り、同所から同町道を北及び西に進み林道白沼線との交点に至り、同所から同林道を南西進し林道鹿原併用線との交点に至り、同所から同林道を西進し国有林道大滝川線との交点に至り、同所から同林道を北進し町道滝庭線に接続し、同所から同町道を北東進し大滝川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北東進し、同所から町道滝庭線に至る遊歩道（田谷地沼周辺）に至る作業道を北東進し同遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北東進し町道滝庭線との交点に至り、同所から同町道を北東及び東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで（二年間）

十五

1 名称

善王寺休猟区

2 区域

登米市登米町寺池地内県道築館登米線と市道船橋下町線との交点を起点とし、同所から同市道を南進し市道前船橋線との交点に至り、同所から同市道を南東進し県道古川登米線との交点に至り、同所から同県道を南西進し市道十日町線との交点に至り、同所から同市道を西進し国道三四六号との交点に至り、同所から同国道を西進し市道新町見通線との交点に至り、同所から同市道を北西進し県道新田米山線との交点に至り、同所から同県道を北西及び西に進み県道古川佐沼線との交点に至り、同所から同県道を北東進し市道鴻ノ木薬師島線との交点に至り、同所から同市

道を南東進し県道米山迫線との交点に至り、同所から同県道を北東進し市道大綱一〇号線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道新井宿大浦戸線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道大橋大綱線との交点に至り、同所から同市道を北進し迫川水管橋との交点に至り、同所から同水管橋を北東進し国道三四六号との交点に至り、同所から同国道を南東進し市道祝祭劇場線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道築館登米線との交点に至り、同所から県道築館登米線を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで（二年間）

十六

1 名称

柳沢休獵区

2 区域

加美郡加美町柳沢地内県道岩出山宮崎線と県道柳沢中新田線との交点を起点とし、同所から県道柳沢中新田線を北西進し農道焼切原線との交点に至り、同農道を北進し旧農道焼切原線との交点に至り、同所から旧農道を西進し赤線との交点に至り、同所から同赤線を南進し柳沢砂坂地内山裾に至り、同所から同山裾を西進し集落内公衆用道路に至り、同所から同公衆用道路を北進し柳沢太田前地内山裾に至り、同所から同山裾を西進し宮崎道城一番地内山裾に至り、同所から同山裾を北西進し町道道城線に至り、同所から同町道を南西進し県道鳴子小野田線との交点に至り、同所から同県道を北西進し林道細谷沢線との交点に至り、同所から同林道を東進し作業道山神前線との交点に至り、同所から同作業道を北進し作業道二口原線との交点に至り、同所から同作業道を南東進し町道青木原別所線との交点に至り、同所から同町道を南東進し町道前坂線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道白子田線に接続し、同所から同町道を南進し県道岩出山宮崎線との交点に至り、同所から同県道を西進及び南進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで（二年間）

十七

1 名称

真山休獵区

2 区域

大崎市岩出山上野目地内国道四七号と県道岩出山上蛭沢線との交点を起点とし、同所から同国道を北西進し県道栗駒岩出山線との交点に至り、同所から同県道を北東進し、市道真山古川線と

の交点に至り、同所から同市道を南東進し市道長岡清滝線に接続し、同所から同市道を南及び東に進み市道古林線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道大境堀場線との交点に至り、同所から同市道を南東進し県道古川一迫線との交点に至り、同所から同県道を南西進し市道大谷川鹿の沢線との交点に至り、同市道を北西進し県道岩出山上蛭沢線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで（二年間）

十八

1 名称

南ノ沢休獵区

2 区域

登米市東和町朝田貴地内国道三九八号と市道南ノ沢線との交点を起点とし、同所から同市道を北西進し市道相川線との交点に至り、同所から同市道を北東進し銅円沢との交点に至り、同所から同沢を東進し国有林六二九林班と同六三〇林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東南進し同六三一林班との交点に至り、同所から同六二九林班と同六三一林班の境界線を東南進し登米市と本吉郡南三陸町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西及び南に進み市道米谷志津川線との交点に至り、同所から同市道を西進し国道三九八号との交点に至り、同所から同国道を西進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで（二年間）

十九

1 名称

相川休獵区

2 区域

登米市東和町米谷地内国道三九八号と県道東和登米線との交点を起点とし、同所から同県道を北東進し、市道根郭相川線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、市道相川線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、市道南ノ沢線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、国道三九八号との交点に至り、同所から同国道を西進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで（二年間）

二十

<p>1 名称 馬籠休獵区</p>	<p>2 区域 気仙沼市と南三陸町、登米市の境界線との交点を起点とし、同所から気仙沼市と登米市境界線を北及び東に進み、宮城県と岩手県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び北進し、国道三四六号との交点に至り、同所から同国道を南東進し、県道馬籠志津川線との交点に至り、同所から同県道を南進し、気仙沼市と南三陸町の境界線との交点に至り、同所から南三陸町と気仙沼市の境界線を西進し、起点に至る線で囲まれた区域</p>
<p>3 存続期間</p>	<p>平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで（二年間）</p>
<p>1 名称 大谷休獵区</p>	<p>2 区域 気仙沼市本吉赤牛地内国道四五号と市道赤牛漁港線との交点を起点とし、同所から同国道を北東進し市道大谷鉾山線との交点に至り、同所から同市道を北西進し、市道高瀬ヶ森東線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、市道岩尻鉾山線との交点に至り、同所から同市道を東進し、市道長畑開拓線との交点に至り、同所から同市道を北及び東進し、市道岩尻縦貫線との交点に至り、同所から同市道を北及び東進し、気仙沼市道田中赤貝線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、市道萱蒲沢線との交点に至り、同所から同市道を東進し、国道四五号との交点に至り、同所から同国道を南進し、市道向原岩井崎線との交点に至り、同所から同市道を東進し、市道牧明戸線との交点に至り、同所から同市道を南進し、市道杉の下明戸線との交点に至り、同所から同市道を東進し、杉の下漁港防波堤への接続道との交点に至り、同所から同接続道を南西進し、杉の下漁港防波堤に至り、同所から同防波堤海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南西進し、赤牛漁港三角岩突堤との交点に至り、同所から同突堤を西進し、同突堤西端に至り、同所から赤牛漁港施設を同施設と市道赤牛津間新屋敷後線との交点まで西進し、同市道に至り、同所から同市道を北西進し、市道赤牛漁港線との交点に至り、同所から同市道を北西進し、起点に至る線で囲まれた区域</p>
<p>3 存続期間</p>	<p>平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで（二年間）</p>

<p>1 名称 津久毛休獵区</p>	<p>2 区域 栗原市金成小迫地内国道四号と県道油島・栗駒線との交点を起点とし、同県道を北西進し、同県道と県道中田・栗駒線との交点に至り、同所から同県道を北西進し、県道栗駒・金成線との交点に至り、同所から同県道を北東進し、金成鳥獣保護区との交点に至り、同保護区線沿いに南東進し、市道岩崎・爪木沢線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、国道四号との交点に至り、同所から同国道を南進し、起点に至る線で囲まれた区域</p>
<p>3 存続期間</p>	<p>平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで（二年間）</p>
<p>1 名称 沼倉休獵区</p>	<p>2 区域 栗原市栗駒沼倉馬場地内の市道留岡永洞線と国道四五七号との交点を起点とし、同所から同国道を北進し市道馬場駒の湯線との交点に至り、同所から同市道を西及び北西に進み栗駒鳥獣保護区境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東進し岩手県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北、東、及び南東に進み国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を西進し市道留岡永洞線との交点に至り、同所から同市道を南西及び南に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>
<p>3 存続期間</p>	<p>平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで（二年間）</p>
<p>○宮城県告示第十九号 昭和四十五年宮城県告示第八百十三号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十二年十一月一日から施行する。</p>	<p>平成二十二年十一月一日 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
<p>二 区域</p>	<p>野中鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。 仙台市太白区秋保町長袋字上野原地内の柴田郡川崎町との境界と東北電力株式会社送電線仙山B線の交点を起点とし、同所から同境界線を北西進し林道天形線との交点に至り、同所から同林道を</p>

北進し仙台市太白区秋保町馬場字向山地内の山道との交点に至り、同所から同山道を北及び西に進み県道仙台山寺線との交点に至り、同所から同県道を北東進し県道仙台山寺線深野橋と名取川の交点に至り、同所から同川右岸を南東進し東北電力株式会社送電線西高線との交点に至り、同所から同線及び仙山B線を南西進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで（二十年間）

野中鳥獣保護区の項に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、仙台市太白区秋保町長袋・馬場地内の名取川から川崎町境界までの南西部地域に広がる森林地帯で、県立自然公園二口渓谷の一部に指定されており、人工林及び広葉樹林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、キジ、トビ、ニホンザル、ニホンカモシカなどを始め多様な野生鳥獣が生息している。このため当該区域は、鳥獣保護区として野生鳥獣の保護繁殖に重要な役割を果たしてきた。今後も鳥獣保護の一翼を担うため、指定するものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

化女沼鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

大崎市古川小野地内、国道四号と市道旧国道線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し、市道上蝦沢線との交点に至り、同所から同市道を西進し、市道小高野田二号線に接続し、同市道を南西に進み、市道小高野田一号線に接続し、同所から同市道を南西に進み、市道朽木橋線との交点に至り、同所から同市道を西進し、県道化女沼公園線との交点に至り、同所から同県道を南進し、市道朽木橋線との交点に至り、同所から同市道を西進し、市道化女沼東線との交点に至り、同所から同市道を北及び西に進み、市道自動車道東宮沢二号線に接続し、同所から同市道を南西に進み、市道化女沼西線に接続し、同所から同市道を南東に進み、市道朽木橋線との交点に至り、同所から同市道を西進し、市道川熊清滝線との交点に至り、同所から同市道を北進し、市道宮沢高清水線との交点に至り、同所から同市道を北東及び東に進み、国道四号との交点に至り、同所から同国道を南

西に進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで（二十年間）

化女沼鳥獣保護区の項に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、大崎市古川にある化女沼周辺に位置し、化女沼、蝦沢堤などの湖沼と周辺には森林や水田が広がっており、変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、冬期には化女沼、蝦沢堤に、ガンカモ類が多数飛来し、重要な越冬地となっている。また、化女沼周辺の森林では、オジロワシ、オオワシ等の猛禽類の生息も確認されている。このため当該区域は、鳥獣保護区として野生鳥獣の保護繁殖に重要な役割を果たしてきた。今後も鳥獣保護の一翼を担うため、指定するものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

相川鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

石巻市北上町相川地内市道小泊・小指線と市道相川三号線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し市道相川線との交点に至り、同所から同市道を北西進し林道十三浜相川線との交点に至り、同所から同林道を西進し同林道から桶火峠に続く山道との交点に至り、同所から同山道を北西進し石巻市と南三陸町との境界線に至り、同所から同境界線を北東及び南東に進み大岸山山道との交点に至り、同所から同山道を南進し市道相川一三号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道小泊・小指線との交点に至り、同所から同市道を南及び西に進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで（二十年間）

相川鳥獣保護区の項に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、石巻市北上町相川地区の東側に位置する。区域の大部分が森林となっており、スギ、アカマツの人工林と広葉樹の二次林を中心に豊かな自然環境が保全されている。また、区域の東側は国有林となっている。このような自然環境を反映して、国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカ、キジ、ヤマドリを始め多様な鳥類が生息している。このため当該区域は、鳥獣保護区として野生鳥獣の保護繁殖に重要な役割を果たしてきた。今後も鳥獣保護の一翼を担うため、指定するものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

○宮城県告示第二十号

昭和五十五年宮城県告示第千八十二号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十二年十一月一日から施行する。

平成二十二年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 区域

水戸辺在郷鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

町道上沢線と水戸辺川右岸との交点を起点とし、同所から同右岸を北東に進み海岸線に至り、同所から同海岸線を北東、東及び南に進み農道今東線に至り、同農道を西及び南に進み町道津の宮滝浜線に至り、同所から同町道を南に進み国道三九八号に至り、同所から同国道を西に進み町道滝浜上線に至り、同所から同町道を南に進み林道滝浜線に至り、同所から同林道を南及び南西に進み南三陸町と石巻市の境界線に接続する沢に至り、同所から同沢を南西に進み南三陸町と石巻市の境界線に至り、同所から同境界線を南西、西、南、南西、北西、西及び北東に進み林道志津川線に至り、同所から同林道を東及び北東に進み町道上沢線に至り、同所から同林道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで（二十年間）

水戸辺在郷鳥獣保護区の項に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、南三陸町戸倉地区にある翁倉山の北東部に位置し、落葉広葉樹林や針葉樹林など林相の変化に富む地域である。

このような自然環境を反映して、環境省レッドデータブックに準絶滅危惧（NT）として記載されているオオカミ等の希少猛禽類の行動圏である。また、特別天然記念物のニホンカモシカ等森林性鳥獣も多く生息しているため、環境を維持し鳥獣保護するため引き続き、指定するものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

○宮城県告示第二十一号

昭和六十一年宮城県告示第千二百三十七号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十二年十一月一日から施行する。

平成二十二年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

2 区域

第二号（田代鳥獣保護区）の2及び4を次のように改める。

加美郡加美町寒風沢地内林道長沼線と二ツ石川支流の前森沢との交点を起点とし、同所から同沢を西進しセン口沢との交点に至り、同所から同沢を北西進し国有林宮城北部分森林計画区二〇四林班と二〇五林班の境界線に至り、同所から同境界線を西進し宮城県と山形県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し、加美町と大崎市の境界線に至り、同所から同境界線を東進し岩堂沢林道との交点に至り、同林道を南進し県道最上小野田線との交点に至り、同所から同県道を東進し林道長沼線との交点に至り、同林道を南西及び南に進み起点に至る線で囲まれた区域

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 指定区分 森林鳥獣生息地

(二) 変更理由

当該区域は、加美郡加美町西部の船形連邦の北端部、栗駒山系及び船形連邦を結ぶところに位置し、主としてフナ等落葉広葉樹が生育する天然の森林が広がっている。このため、当該区域は、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等大型獣類（以下「大型獣類」という）をはじめとする多様な鳥獣が生息する地域となっている。

拡大箇所は、大型獣類の季節的な移動及び繁殖のための移動の経路としても重要な地域であり、

林野庁の「緑の回廊」に設定されている区域となつてゐる。

以上のとおり、当該区域は、鳥獣の生息並びに大型獣類の保護及び繁殖のために重要な区域であることから、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区の区域を拡大するとともに、同条第七項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。

(三) 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員が区域内を巡視し、鳥獣の保護及び繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

○宮城県告示第十二十二号

平成二年宮城県告示第二百七十五号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十二年十一月一日から施行する。

平成二十二年十一月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

2 区域
 第一号（住吉台・館地区銃猟禁止区域）の2及び3を次のように改める。

仙台市泉区実沢字男生山内仙台市泉区と青葉区との境界線と東北自動車道との交点を起点とし、同所から同境界線を北西及び北、西及び北西に進み、国有林と民有林との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東及び南東に進み、国有林道杭城山線との交点に至り、同所から同国有林林道を東及び南に進み、林道杭城線との交点に至り、同所から同林道を南東進し、市道下田中焼河原線との交点に至り、同所から同市道を東進し、泉国際ゴルフ場境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び北東に進み、市道柏坊寿連原線との交点に至り、同所から同市道を北西進し、市道大満寺町幹線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を北東進し、市道細田鳥居原線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、県道泉ヶ丘公園線との交点に至り、同所から同県道を南東進し、国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を北東進し、市道桐ヶ崎年川線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、市道白藤線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、県道泉塩釜線との交点に至り、同所から同県道を南西進し、市道北山根白石線との交点に至り、同所から同市道を南進し、東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南西進し、起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで（二十年間）

第二号（矢本・大塩銃猟禁止区域）の2及び3を次のように改める。

2 区域

東松島市大塩地内県道河南鳴瀬線と町道寺沢九号線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し、県道大塩小野停車場線との交点に至り、同所から同県道を南進し、町道百合子線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み、町道寺沢九号線との交点に至り、同所から同町道を南西及び北に進み、起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで（二十年間）